解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

三重県伊賀市腰山四九五番地
清算法人矢持土地改良区
代表清算人　城本　定宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

広島県庄原市東城町粟田一四四六番地の二
財団法人田森会
代表清算人　田原　武之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

山口県宇部市琴芝町二丁目四番二〇号宇部市総合福祉会館内
財団法人宇部市身障者福祉協会
代表清算人　山野井吉男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

福岡県久留米市田主丸町田主丸三九五番地の二
財団法人福岡県立浮羽工業高等学校工友会
代表清算人　安岡　主税

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

北海道旭川市永山二条一八丁目二番二八号
医療法人社団大崎小児科医院
清算人　大崎　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月四日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

北海道北見市留辺蘂町旭一区一七六番地二
医療法人一樹会
清算人　小助川美菜子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

秋田県大館市早口字堤の沢一五番地三七
財団法人小畑勇二郎顕彰会
代表清算人　吉田　光明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

福島県いわき市平字菱川町一番地の三いわき市社会福祉センター内
財団法人いわき市老人クラブ連合会
代表清算人　鈴木　定秋

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十月十日兵庫県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地
姫路市土地開発公社
清算人　南都　彰

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十日

長崎県対馬市上対馬町西泊一二一七番地八
財団法人上対馬町振興公社
代表清算人　島居　清晴

配当公告

愛知県名古屋市西区上名古屋三丁目六番二一号　破産者　株式会社水谷

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二四一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二三〇、九二四、五五一円

（内優先的破産債権額
金九〇六、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額
金一、三〇一、二〇五円

（内優先的破産債権額
金九〇六、〇〇〇円）

平成二十五年十月三十日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル三〇一号山田靖典法律事務所
破産管財人　林　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南二四条西一四丁目二番、最後の住所札幌市清田区平岡四条一丁目二番二―八〇三号

被相続人　亡　多留　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西　博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市大字上池守六七九番地、最後の住所埼玉県行田市門井町一丁目三八番地二一
被相続人　亡　新井　雄大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

埼玉県熊谷市宮町一丁目六三番地
相続財産管理人　弁護士　小鮒　成忠

第34期決算公告

平成25年10月30日

東京都千代田区五番町3番地1
豊創フーズ株式会社
代表取締役社長　桐山　和己

貸借対照表の要旨　（平成25年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	557,019	流動負債	653,294
固定資産	1,672,765	固定負債	994,896
		株主資本	581,593
		資本金	222,150
		資本剰余金	173,262
		資本準備金	123,262
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	226,431
		利益準備金	16,737
		その他利益剰余金	209,693
		（うち当期純損失）	(24,300)
		自己株式	△40,250
資産合計	2,229,784	負債・純資産合計	2,229,784